

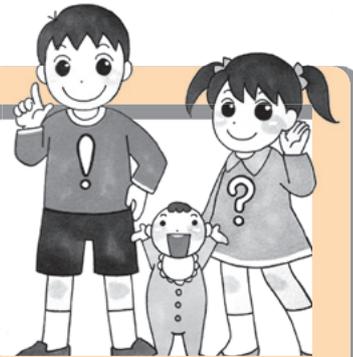
平成27年4月から

「子ども・子育て支援新制度」がスタートします!

No.3

問 児童福祉課 ☎ 内線1732

※国からの情報・新制度に関する情報は、内閣府少子化対策室ホームページ  
(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>)をご覧ください。



子ども・子育て新制度の開始に伴い、  
**幼稚園・保育園・認定こども園**  
の利用手続きが変わります

「子ども・子育て新制度」は、子どもたちが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びも感じられるような社会の実現をめざして、平成27年4月からスタートします。

今までとどう変わるのか

新制度では、幼稚園、保育園、認定こども園などの施設の利用希望をするすべての保護者の方は、利用のための認定を受けることが必要になるほか、保育園の保育料と同様に、幼稚園(注1)の保育料も世帯の所得に応じた負担額(応能負担)となるなど、利用方法が一部変わります。

(注1)新制度に移行した幼稚園では、保育料が所得に応じて定めた負担となり、市内では、園による保育料の違いはなくなります。新制度に移行しない幼稚園では、今まで通り、各園で決めた保育料を支払い、私立幼稚園就園奨励費補助金が交付されることとなります。

**利用にあたって** 幼稚園、保育園、認定こども園を利用するときは⇒ **認定証** が必要となります。

幼稚園、保育園、認定こども園を利用希望する保護者の方は、利用のための認定(1号、2号、3号認定)を受けていただき、市から認定結果に応じた「認定証」の交付を受けることとなり、3つの区分の認定に応じて利用できる施設(サービス)が決まります。

3つの認定区分

**1号認定**…教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で幼稚園などでの教育を希望される場合

利用先▶幼稚園、認定こども園

**2号認定**…満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園などでの保育を希望される場合

利用先▶保育園、認定こども園

**3号認定**…満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園などでの保育を希望される場合

利用先▶保育園、認定こども園

**新制度の利用にかかる保育料** 保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

新制度のさまざまな支援にかかる保育料の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が今後定める基準を上限として、市が定めることとなります。

**契約・支払先** 利用する施設によって異なります。

認定こども園・幼稚園を利用する場合 … 利用者は施設・事業者と契約し、保育料を施設・事業者へ支払います。  
保育園を利用する場合 … 利用者は市と契約し、保育料を市へ支払います。

## 新制度の各施設の利用の流れ

施設などの利用を希望する保護者の方は、利用のための認定を受けることとなります。新制度では、市による3つの区分の認定に応じて、施設など(幼稚園、保育園、認定こども園)の利用先が決まっていきます。手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありません。

### 子ども・子育て支援新制度の利用の流れ

※認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は①、2号・3号認定の場合は②の手続きの流れが基本となります。

#### ① 幼稚園などを利用希望の場合

- 1 幼稚園などに直接利用申し込みをします  
※市が必要に応じて利用支援をします。
- 2 幼稚園などから入園の内定を受けます  
(定員超過の場合などには面接などの選考あり)
- 3 幼稚園などを通じて利用のための認定を申請します
- 4 幼稚園などを通じて市から認定証が交付されます(1号認定)
- 5 幼稚園などと契約をします

#### ② 保育園などでの保育を利用希望の場合

- 1 市に「保育の必要性」の認定を申請します  
※3「利用希望の申し込み」も同時に利用できます。
- 2 市から認定証が交付されます  
(2号認定・3号認定)
- 3 保育園などの利用希望の申し込みをします  
(希望する施設名などを記載)
- 4 申請者の希望、保育園などの状況などにより、市が利用調整をします  
※保育を必要とするお子さん(2号、3号認定)の場合、必要に応じ、市が利用可能な保育園などのあっせんなどもします。
- 5 利用先の決定後、契約となります



## 親子で遊ぼう!! 市内保育園の子育て支援

毎月テーマを決めて親子で参加できる活動を行っています(対象:1歳児から就学前まで)。  
※園開放日はどなたでも利用できますが、園行事などで利用できない場合があります。

保育園	日程・内容	園(庭)開放時間
【ペンギンクラブ】☎871-5740 つばめ保育園(遠山町764-1)	11月11日(火)「落ち葉であそぼう」 25日(火)「輪なげあそび」 時間10:00～	【開設時間】(月～金)10:00～17:00 【園庭開放】(土)9:30～11:00 ※要予約。
【ころころランド】☎873-5528 ふたばランド保育園(中央5-5-2)	11月11日(火)「親子ふれあいあそび」、18日(火)「新聞紙で作ろう」 時間10:00～※40分程度の活動。開始時間までに来園。	【開設時間・園開放】(月～金) 8:30～13:30
【ピヨピヨひろば】☎871-6928 つつじが丘ふたばランド保育園 (田宮町199-1)	11月4日(火)「お散歩にでかけよう!」 時間10:00～ ※40分程度の活動。開始時間までに来園。	【開設時間・園開放】(月～金) 9:00～13:00、15:00～16:00
【くれよんぱーく】☎873-9560 牛久ふれあい保育園 (牛久町1606 向台小学校内)	11月6日(木)講演会「むし歯について」 13日(木)「交通安全教室」 時間10:00～12:00※3日前までに電話で申し込み。	【開設時間・園庭開放】(月～金) 10:00～15:00 ※要予約。
【たんぽぽひろば】☎886-9773 ひたち野うしく保育園つくしんぼ (東端穴町1286-1)	11月13日(木)「親子リズムあそび」 時間10:00～11:30 ※定員10組。前日までに電話で申し込み。	【開設時間・園庭開放】(月～金) 9:00～13:00、15:00～16:00
【カンガルーポケット】☎875-0056 奥野さくらふれあい保育園 (久野町725 奥野小学校内)	11月18日(火)「レストランごっこをしよう」 時間9:30～11:00 ※前日までに電話で申し込み。	【園庭開放】(月～金) 9:30～11:00 ※前週までに申し込み。
【としおちゃん】☎874-3993 牛久みらい保育園(東端穴町1260-11) ※0歳児から参加できます。	11月5日(水)・21日(金)、12月3日(水)「食事体験会」 時間11:00～※前日までに予約、食事代親子で450円。 11月25日(火)育児講座 プロカメラマンによる「わが子を動画で上手に撮る方法その2」 時間10:30～※前日までに予約。	【開設時間・園庭開放】(月～金) 9:00～12:00、15:00～17:00 【保育参観・参加】(月～金) 9:30～12:00
【いちごくらぶ】☎893-2618 牛久めぐみ保育園(下根町774-1) ※0歳児から参加できます。	11月4日(火)・19日(水)「ベビーマッサージ」※定員15組。 11月6日(木)・13日(木)「給食体験(普通食、1歳以上)」※定員5組。 時間10:30～※予約制。 11月26日(水)「クリスマス製作」※定員15組。 時間10:00～※予約制。	【開設時間】(月～金) 9:30～12:00、13:00～15:30

★各保育園では、育児相談を受け付けています。子育ての不安や迷い、ちょっとした悩みでもお気軽にスタッフにご相談ください。